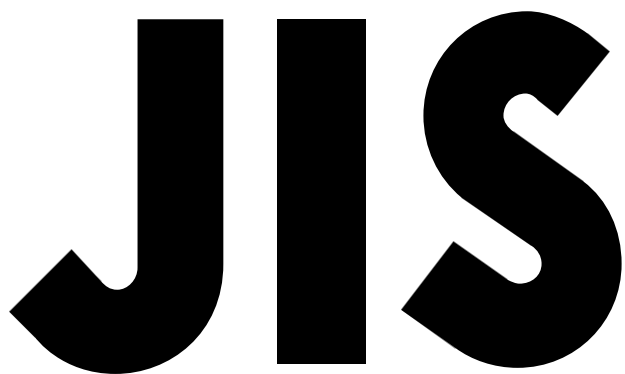




一般照明用電球形 LED ランプ
(電源電圧 50 V 超) ー安全仕様

JIS C 8156 : 2017

(JLMA/JSA)

平成 29 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	IEC/ACTAD エキスパート (株式会社東芝)
	加 藤 正 樹	一般財団法人電気安全環境研究所
	木 戸 啓 人	電気事業連合会
	熊 田 亜紀子	東京大学
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	前 田 育 男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)
	山 田 美佐子	千葉県消費者センター

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 23.2.21 改正：平成 29.10.20

官 報 公 示：平成 29.10.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 一般要求事項及び一般試験要求事項	4
5 表示	4
5.1 製品の表示	4
5.2 包装などの表示	4
5.3 表示の適合性	5
6 互換性	6
6.1 口金の互換性	6
6.2 受金にてランプから受ける曲げモーメント及びランプ質量	6
7 感電に対する保護	7
8 絶縁抵抗及び耐電圧	8
8.1 一般事項	8
8.2 絶縁抵抗	8
8.3 耐電圧	8
9 口金部の機械的強度	8
9.1 要求事項	8
9.2 試験	9
9.3 判定基準	12
9.4 ねじ込み口金の軸方向強度	12
10 口金温度上昇	13
11 耐熱性	13
12 耐燃焼性	14
13 故障状態における安全性	14
13.1 一般要求事項	14
13.2 試験条件	14
13.3 判定基準	15
14 沿面距離及び空間距離	15
15 異常動作	15
16 調光対応ランプの試験条件	16
17 光生物学的安全性	16
17.1 紫外放射	16
17.2 青色光傷害	17

	ページ
17.3 赤外放射	17
18 水の浸入に対する保護	17
18.1 要求事項	17
18.2 試験	17
19 照明器具設計のための情報	17
附属書 A (参考) 照明器具設計のための情報	18
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	19
解 説	24

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8156:2011** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

一般照明用電球形 LED ランプ（電源電圧 50 V 超） —安全仕様

Self-ballasted LED-lamps for general lighting services by voltage > 50 V—Safety specifications

序文

この規格は、2011 年に第 1 版として発行された **IEC 62560** 及び Amendment 1 (2015) を基に、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、家庭用又はそれに類する一般照明用に使われ、かつ、安定に点灯動作する装置と一体化した電球形 LED ランプ（以下、ランプという。）に要求する安全性及び互換性についての要求事項、並びにその判定に必要な試験方法及びその基準について規定する。

この規格で適用するランプの範囲を、次に示す。

- 定格ランプ電力：60 W 以下
- 定格入力電圧：50 V を超え 250 V 以下
- 口金は、**表 1** による。

この規格の要求事項は、形式試験だけに関するものである。

注記 1 この規格で用いる“ランプ”という用語は、“電球形 LED ランプ”を意味する。

注記 2 この規格は、光生物学的安全性の情報を含む。

注記 3 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 62560:2011, Self-ballasted LED-lamps for general lighting services by voltage > 50 V—Safety specifications 及び Amendment 1:2015 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級 (IP コード)